

## 参議院財政金融委員会での国際連帯税・金融取引税に関する質疑

注) 質疑は、「ですます」調・丁寧語で行われているが、「である」調に変え、一部短縮も行っていきます。実際の議論を聞きたい人は、参議院のインターネット中継（録画）をご覧ください。

<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

また、下線並びに【 】は編集部によるものです。

### ●財政金融委員会(2014年03月17日)

○川田龍平議員： 結いの党の川田龍平です。…現在、国連レベルでは持続可能な開発のための資金に関する政府間委員会などが開催されているが、国際連帯税や革新的資金調達メカニズムなどについてはこれまで国際的にどのような場でどのような議論がなされてきているのか。

○大菅岳史・外務省国際協力局参事官： 革新的資金調達メカニズムについて議論する国際的な場は、2006年にフランスが主導して発足した開発のための革新的資金調達に関するリーディンググループである。我が国は2008年9月にこのグループに正式に参加。2010年後半の議長国として、同年12月に東京で第8回総会を開催している。

リーディンググループは、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成など世界の開発需要に対応するためには幅広い開発資金の動員が必要という観点から、国際連帯税に関連する課題について意見交換するとともに、各国の取組につき情報の共有を図っている。

○川田議員： 日本では、2008年の2月に超党派の国際連帯税創設を求める議員連盟が創設されて以降、国際連帯税に関する議論が活発になっている。私も議連の一員として参加しているが、国際連帯税とは何かについて大臣の見解を伺いたい。

○愛知治郎・財務副大臣： 国際連帯税とは国際的に確立された定義はないが、一般的に言って、貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策のための財源確保を目的とした税を指すものと承知している。

○川田議員： 一昨年8月、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律、いわゆる税制抜本改革法が成立した。その中の第7条第7項には、「国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。」とうたわれている。

ここで言う国際的な取組の進展状況を誰がどのように把握し、具体的検討作業をどのように進めてきたのか、また進めようとしているのか。

○愛知副大臣： 政府では、国際的な動向を踏まえながら外務省が国際連帯税に係る税制改正の要望を提出しており、毎年度の税制改正プロセスの中で検討を行っている。

平成26年度の税制改正において、外務省から国際連帯税新設の要望が提出された。ただ、自民党、公明党税制調査会における議論の結果は中長期的検討課題とされ、与党税制改正大綱には記載されないこととなった。

今後とも、諸外国の事例等も参考にしつつ、税制改正プロセスの中で必要な検討を行っていく予定だ。

○川田議員： 法律に検討すると書かれている以上、この主語は与党ではなく政府のはず。政府のどこが中心となってこれを検討するべきなのか、麻生大臣の見解を求める。

○麻生太郎・財務大臣：基本的には、税制の話になるので財務省ということになるだろうし、政府税調ということになるだろう。

○川田議員： 具体的な中身に入るが、国際連帯税の有力なスキームである航空券連帯税について、現在世界で何か国が導入していて、その税収は何に使われていると大臣は承知しているか。

○愛知副大臣： 航空券連帯税は、フランスや韓国等、11か国において導入されている。その税収の多くが、エイズ、結核、マラリア対策の医薬品供給のための国際組織であるユニットエイドに拠出されている。

○川田議員： この航空券税は少額で、欧州では既に定着しており、国際線はそもそも消費税が掛かっていないのだから、国際線だけに導入することは決して非現実的ではないと考えるが、いかがか。

○麻生大臣： 御指摘のとおり、消費税が課せられる国内線と消費税がかからない国際線との間の中立性といった点についても考慮する必要があるが、いずれにせよ、新しい税金だから、これを導入するというのは、課税の目的、範囲、効果とか執行の可能性等々、いろいろ幅広く検討してみていくことが大前提だ。

○川田議員： 航空券連帯税の導入国において、航空業界や観光業界からの反対があるかどうか政府は把握しているか。国交省に聞く。

○甲斐正彰・国交省航空局次長： この連帯税に反対しているのかどうかとか何か調査などによって現段階で具体的に把握をしていない。

○川田議員： 財務省、外務省からも答弁をいただく予定だったが、ここは同じだと思う。つまり、どこも情報収集をしっかりとしていない。導入国においても航空業界から、観光業界からも反対の声は上がっていないと承知している。

大臣、我が国ではまだ導入できていない理由は何だとお考えか。

○麻生大臣： これは、先ほども言ったように、新しく税を導入するときは、目的、効果、範囲とか、そういったものについて幅広い検討がなされないと【導入は】難しいものだ。特に途上国支援の資金をなぜ国際航空の利用者に限るのかと、どうして船舶じゃないのだとか、課税と負担者との関係、租税の公平性、中立性等々といったことが関係してくる。私どもから見ると、公平性をうたう財務省の立場としては非常につくり方が難しいというのが率直な実感だ。

○川田議員： 時間なので、また後日にこの質問の残りはさせていただきます。

## ●財政金融委員会(2014年03月18日)

○川田議員： 結いの党の川田龍平です。昨日の質疑時間に続いて、国際連帯税について質問する。冒頭、まずは、昨日の質疑で税制抜本改革法に基づく検討の主体は財務省と政府税調であると大臣が前向きな答弁をしたことに感謝する。

航空券連帯税の導入国において航空業界や観光業界からの反対があるか、昨日の質疑では国交省は把握していないとだったが、外務省ではどのように把握しているか。

○南博・外務省国際協力局地球規模課題審議官： 航空券連帯税を既に導入している幾つかの国、具体的にはフランス、韓国、チリだが、これらの国において、在外公館を通じて同税に対する国内の反応について調査した。その結果、航空業界等から明示的な反対意見があるとは聞いていない。

○川田議員： 今日、資料を配付しているが、この資料一にある概要の8行目にある、この導入国において航空業界からも観光業界からも反対の声は特に上がっていないということだが、外務省には是非、国交省と連携して、よくこれを調べていただきたい。

次に、昨日、大臣が指摘された船についても国際的な枠組みで課金するような仕組みの検討が進められていると聞いているが、どのようなものを検討しているのか。

○坂下広朗・国交省海事局官房技術審議官： 海上貿易に従事する国際海運の分野では、船舶からのCO<sub>2</sub>の排出の削減を進めるために、平成25年1月から条約に基づいて船舶の国際的な燃費規制が開始されている。この更なるCO<sub>2</sub>の削減を促すために、現在、国連の専門機関である国際海事機関【IMO】で、船舶の燃料油に課金をする制度や排出権取引制度などの検討が進められている。

我が国からは、国際的に船舶の燃料油一トン当たり一定額を徴収して、基金を造成して発展途上国の国際海運分野におけるCO<sub>2</sub>削減対策の支援に充てるという制度を提案している。また、この制度では、燃費性能が優良な船舶については支払を免除する仕組みも設けており、燃費性能が優秀な船舶への誘導を図る仕組みにもなっている。

なお、この制度は、平成20年から検討が先ほどの国際海事機関で行われているが、各国の意見に相違があり、現時点ではまだ審議の収束について見通しが立っていない。

○川田議員： これは、日本政府が国際機関であるIMOに提案したということ。国交省ではこれを税とは呼んでいないとのことだが、一般的には環境税の一種だ。つまり、国交省も、一種のグローバルタックス、経済のグローバル化で受益している経済セクターの国境を越える経済活動に広く課金することを考えているということだ。大臣の昨日の御発言のとおり、国際船舶でも地球規模課題への対策に充てる課金の仕組みが検討されているというわけだ。徴収金を国際的に管理するという意味では連帯税も同じ枠組みだから、船に続いて飛行機でも検討は可能ではないか。

大臣、この配付資料一にあるように、毎年、日本人は実は十億円も既に他国に対して航空券連帯税を支払っている。他方、東京オリンピックまでにこれを導入すれば、我が国でも約3百億円の税収が上がるとの試算がある。少額ながら韓国も導入済みだ。アジアのリーダーであり続けるためにも、最も導入が容易である航空券連帯税について、大臣在任中に道筋を付けていただきたい。業界の説得には議連としてもしっかりと取り組んでいくが、いかが。

○麻生大臣： 新しい税をつくるときに、財務大臣が、任せておいてくださいなんて言うことだけではない。それだけはちょっと頭に入れておいていただきたい。

○川田議員： そしてもう一つ、金融取引税という、FTTというものも国際連帯税であるという認識だが、財務省、これでよろしいか。

○愛知副大臣： 先日答えたが、国際連帯税は国際的に確立された定義はないが、一般的に言って、貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策のための財源確保を目的とした税を指すもの。

で、金融取引税だが、既に導入しているフランスではその税収の一部を途上国支援に充てている一方で、EUでは、現在、税収を財政再建のために充てることを前提としてこの金融取引税の導入が検討されているなど、具体的な制度設計は様々であり、金融取引税を一概に国際連帯税として整理することは必ずしも妥当ではない。

○川田議員： 今答えいただいたように、この配付資料の二の概要の10行目にもあるように、開発や気候変動等の地球規模課題の対応資金とすることができるとの考え方も欧州ではあるようだ。この金融取引税は、現在、欧州11か国で共同して導入しようとしているが、その導入目的は何で、どの程度の税収を得ようとしているのか。

○麻生大臣： これは昨年2月にEU事務局が発表した案だが、この導入目的は、EU域内における金融取引に関する税制の調和を図る、近年の金融危機に関わる財政負担について金融セクター

にも公正な負担を求める、不健全な投機的取引などを抑制する、の三つということが目的とされている。

また、EU事務局は金融取引税の導入によって年間約 310 億ユーロ、4.4-4.5 兆円ぐらいの規模の税収を見込んでいる。現在公表されているEUの金融取引税の目的を見るに、いわゆる国際連帯税の趣旨と必ずしも同じとは言えない感じはする。

○川田議員： 昨年2月に欧州委員会が公表した導入提案を読むと、我が国の金融機関がFTT参加国の金融機関、例えばドイツの金融機関と取引した場合、ドイツ当局にこれ納税しなければならないスキームとなっているようだが、金融庁はこれをどう評価しているのか。

○三井秀範・金融庁総括審議官： 現在公表されているEU指令のたたき台どおりに導入されたと仮定すると、先生御指摘のとおりで、日本の金融機関にも課税が及ぶケースが生じ得る。具体的には、日本の金融機関がこのEUの参加国の企業や金融機関、例えばドイツの銀行との間で株式等の取引を行う場合、あるいは、日本の金融機関が参加国内で発行された金融商品、例えばフランス国債を取引するという場合に金融取引税の課税対象になり得るものと考えている。ただ、このEU指令案、このたたき台については、当初、今年の一月から既に導入されるというもくろみで出されたが、現在もまだ議論が続いている。

仮にこの現在のたたき台の案のような形で金融取引税が導入されるということになると、日本の金融機関による取引も含めて、国際的な金融取引に多大な影響が及ぶことが考えられ、金融庁としてはこの議論について十分に注視していきたい。

○川田議員： この導入となれば、日本の金融業界にも大きな影響があるわけで、業界としても大変注視しているのではないか。

金融担当大臣、今年に入ってドイツが大変熱心にこれを推進しようとしているが、これについて大臣、いかがか。

○麻生大臣： EUの中でドイツがやるからといって、ほかの20何か国は全員付いていくか極めて疑問だ。ドイツの場合、えらく内容が他の20何か国と違うので、そういった意味では、ドイツが言うとなかなか難しいかなと思う。もうちょっと、せめてまあ最低半分ぐらい組んでやらないととても影響を与えるまでにはならない。半分といってもイギリスとかフランスとかオランダとかでかいのが入ってこないか難しいかなという感じはしている。

それで、ファンドを動かしている人たちから見ると、これはものすごく大きな話で、ほとんど自分の利益を食われることになるので、挙げて反対してくるが、これに対抗できるだけドイツってそんなに力ありますか。私はこれよっぽどしっかり組まないとなかなか難しいかなと思う。私もBEP Sをやっているが、これに対する圧力ですらものすごいものだから、そういった意味では、これは更に大きなところとやらないかぬ【大きな国々と組んでやらないと、ということか?】、というのは結構な圧力に耐えるものが必要かなという感じはする。

○川田議員： その中で、近いうちということ、いつになるか分からないが、欧州の11か国がこれを今検討して現実となれば、これは日本としても丸損になるということなので、早急に例えばこの国際連帯税、金融取引税に関する検討委員会といったものを、この検討調査機関を政府の中に設立して、検討を加速する必要があるのではないか。例えば、政府税調の下ですとか官邸の中で検討していただけないかということで、麻生副総理から総理に提案していただけないか。

○麻生大臣： 金融取引に対する課税の在り方ということだが、公平性とか中立性とかいったいわゆる基本的な租税の考え方を中心に置いて、やっぱり金融商品というのは次々と新しいのが出てくるので、そういった意味で取引自体がすぐ海外にシフトしますので。

11か国プラスジャパンと。じゃ、その他の国へばっとうていしてしまうということになると、これはよほどこの種の金の動いている金融センターを持つ国全部で組まないと、さっさと逃げてその金はそっだけ落ちるということになる。これはよほどきちんとやらないとうまくいかないものだと思うが、

いきなり総理に申し上げてこの話は意味が通じるとするか。これは金融に詳しい人でなきゃ分かりませんよ、これ。あなたは分かっておられるのだろうけど、分かっているかどうか分かりませんからね、我が方は。

だから、そういった意味では、そう簡単な話ではない、これ。是非その点も考えておかなきゃいかならない。私自身もやっと最近分かるぐらいだから。

○川田議員： 是非、政府内での検討というのをさせていただければと思う。

税制抜本改革法にこの連帯税を検討するということが明記されてから2年たったが、昨日の質疑で明らかになったように、この間、政府の中での具体的な検討はなされていない。

従って、私は、是非この政治のリーダーシップというのを発揮していただいて、もう各省が、今までは外務省がやってとか財務省がやっているのだとか、そういったことで押し付け合いがあったと聞いているので、他方、安倍総理のトップ外交というのは今様々な難問が山積しているという状況の中で、日本がこの国際社会の中で名誉ある地位をやっぱり占めていくためにも、この夏ぐらいには何らかの検討組織を政府内に設置していただいてこの国際連帯税の具体的な検討を始めるといったことを是非、麻生大臣のリーダーシップに期待して、次の質問に入りたいと思います。

## ●財政金融委員会（2014年03月18日）

○大門実紀史議員： …国際連帯税の話が先ほどあった。航空税の方の話があったが、私は金融取引税の方について質問を行う。

我が党はずっと金融取引税を導入すべきだということを提案してきたが、EUでどうなっているかと言うと、導入に向けた議論が進んでいる。EU全体で導入するというのは一旦見送られたが、11か国で先行して金融取引税を導入すると。中心国であるドイツとフランスが合意をして、フランス、イタリアでは部分的に既に導入されているが、EUではもう進み始めているということだ。

改めて、金融取引税とはどういうものか、あるいはEUで導入した目的とは何なのか、副大臣の方からでも答えていただきたい。

○愛知副大臣： …省略…

○大門議員： 去年の2月、EUは金融取引税の詳細をEU指令案として発表した。この課税の対象だが、これは金融機関による金融取引なので、個人や事業法人には課税しないということになっている。この指令で課税対象となっている金融機関だが、これは一体何を指すのか、ヘッジファンドはこの中に入るのか、いかがか。

○田中一穂・財務省主税局長： EUの事務局の指令案によると、金融取引税の納税義務は課税対象取引を行った金融機関が負うが、この金融機関の範囲については、おおむね以下のようなものだ。

一つは、投資会社、取引所、信用機関、保険会社、年金基金、代替投資ファンド等と。そのほかに、各種の金融取引の年間の平均取引高が取引全体の半分を超える場合については、これが課税対象になる。今御指摘のあったヘッジファンド、これを具体的にこれに当てはめた場合に含まれるのか否かということについて、現在のところ、まだ私ども確たる情報を得ていない。

○大門議員： 資料を読むと、オルタナティブなインベストファンド、この中にヘッジファンドとプライベート・エクイティー・ファンドが入っているので、ヘッジファンドは入っていると理解している。

今、日本に海外のヘッジファンドのマナーが入っているが、それが日本に拠点を持たないで、大抵はタックスヘイブンに拠点を置いている場合が多いが、そういった海外のヘッジファンド等の株式、債券、為替取引などに対する、今現在、日本国の課税というのはどういうふうになっているか。

○田中一穂・財務省主税局長： 日本国外に所属するヘッジファンド等が日本にいわゆる恒久的施

設を有しないで日本の株式や債券に投資を行っている場合だが、一つは、配当、利子については、これは一定の非課税となるものを除いて日本で源泉分離課税がされている。

それから、譲渡所得だが、これは、今の例だと、恒久的施設を有しないので、原則として日本で課税はなされない、一部の特定の場合のみ課税が限定される。

○大門議員： 従って、譲渡所得の方だが、こういうヘッジファンド等の、これは日本でも課税されないし、タックスヘイブンに拠点を置いたら【まったく】課税されないということだ。

そういう仕組みがあるので、この金融取引税の考え方として取引に課税するという考え方を持ち込んだわけだが、しかも取引の回数、その譲渡の回数が多ければ多いほど負担が重くなる仕組みになっている。

EU指令では、株や債券取引に関しては0.1%、デリバティブに関しては0.01%の税率を最低税率として課税して、投機が過熱するというようになると政府の判断でその最低税率を上げるという仕組みになっていて、つまり、この金融取引税は、投機が過熱したときにそれを抑制するという、政府の判断で抑制をするという効果があるが、財務省はその辺、いかがお考えか。

○愛知副大臣： EU事務局が公表した案によれば、金融取引税の導入目的の一つに不健全な投機的取引等を抑制することにある。この投機的取引を抑制する効果があるかどうかだが、これは実は2014年1月にEUにおいて金融取引税実施をされる予定であったが、いまだに議論が続いている。実施されていない現時点では確たることを申し上げることは残念ながらできない。

御指摘のような金融取引税の政策効果に関する議論も含めて、EUにおける議論の状況を今後とも注視していく必要がある。

○大門議員： 確かに、まだやってみないと分からないことあるわけだが、これを提唱されている学者の皆さん、研究者の皆さんは、いろいろシミュレーションを行い、当然効果があるというふうに考えており、それを基にEUも議論をしているということだ。

よくイギリスが反対しているからなかなかEUで広がらないのではないかという話があるが、イギリスが反対しているのは、EU単独でやるのはどうかと。この制度そのものに反対しているわけではない。だから、ほかの先進国で広がっていけばということもある。フランスとドイツでやっていくということは大変大きな影響与えるかというふうに思う。

その投機の抑制する効果、ないとは言えないと思うが、どう考えても確実にあるのは財政効果で、EUでは金融取引税の税収を300億ユーロから350億ユーロ、4兆円から5兆円近い収入で考えているし、EU全体に拡大したら7兆円の税収になるんという試算をしている。それがそれぞれの国の財政再建に資するのではないかという議論もされている。

この金融取引税についていえば、私は本当に航空税よりもむしろこちらの方をよく研究してみた方がいいのではないかと思うし、日本も方向として導入の方向に向くかどうかは、まだそこまでは言わないと思うが、いろんな効果を研究する時期に来ているのではないか。最後に麻生大臣のお考えを聞きたい。

○麻生大臣： 愛知副大臣の方から一部申し上げたが、これは実績が乏しい、確かにフランスとかイタリアとかちょこちょこ一時やっていることは確かだが、これ全体でやらぬと、早い話がここでやらないから隣の国でやればいいからということになるので、これ全体でやらぬと意味がないのだと、まず基本的にはそう思っている。

それで、投機的取引を抑制するという効果を持つ、またEUにおいて現時点で見込まれている額、4.4兆円とか、5兆円とか言うが、いずれも確たることを言えないというのが大前提だ。

その上で、一般論で申し上げれば、これは金融取引に対する課税の在り方を検討するということになるのだが、いわゆる公平性とか中立性とかいった租税の基本的な条件というか考え方、また、金融というのは次々と新しい商品が開発をされていくという多様性等々があり、加えて、取引自体が日本でこれをやりますと海外にシフトするという可能性といったものが、金融商品の取引の特徴だと思っているので、今言われたように、これは先進国全体としてこういったことができるというような話にならないと、日本だけでというようなものにはなりにくいという点を考えた上で検討し

なければならぬ。

○大門議員： EUの議論もそのとおりで、みんなでやらないと難しいとか、それでさんざんいろんな議論をして、まず踏み出そうというようなことではないかと。やっぱり、リーマン・ショックとかであれだけの大混乱を起こして、それぞれの国が公的負担をさせられるとかいろんなことがあった結果だ。やっぱり、負担をしろよと、幾らか負担しろよというようなところもあるのかというふうに思うが、引き続き研究、検討していただければというふうに思う。質問を終わる。